

川崎市地形図の利用における注意事項

1. 川崎市地形図の利用について

- 川崎市のホームページで公開している地形図を利用される場合には、本注意事項に同意したものとみなします。
- ここで提供する地形図は、作成時の地形地物であるため、道路や建築物等の一部は、現況と異なる場合があります。また、土地の境界を示すものではありません。
- ここで提供する地形図の情報に関する著作権は、川崎市に帰属します。
- 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製し、販売、貸出及び転用することを禁じます。
- 川崎市地形図は、測量法上の公共測量成果となるため、複製・使用をする場合には、測量法に基づく申請等が必要となります。

2. 測量法に基づく申請等

- 地形図の利用にあたっては、測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請が必要となりますので、測量計画機関である川崎市の承認を得る必要があります。
- 承認は「川崎市測量成果の複製及び使用承認事務処理要領」に基づいて行います。
参考 URL : <https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/500/0000029838.html>
- 複製承認や使用承認が必要な事例等は次のとおりです。詳細はお問い合わせください。

(1) 複製承認（測量法第 43 条）

○測量成果の複製の承認が必要な事例

- ・測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの
- ・測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加するだけのもの
- ・測量成果の情報を読み取って、作り変えることはしないもの

○複製の承認を得ずに利用することが可能な事例

- ・私的に利用する場合
- ・学校その他教育機関で利用する場合
- ・一時的な資料として利用する場合
- ・イラスト的に利用する場合
- ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等に複製物を掲載する場合（複製物をインターネット等により公表する場合等を除く）

○複製の承認を得ず、出典の明示により利用することが可能な事例

- ・学術論文に利用する場合
- ・試験問題として利用する場合
- ・テレビ番組等で短時間利用する場合
- ・刊行物等に少量の地図を挿入する場合
- ・博物館等においてパネル展示を行う場合

(2) 使用承認（測量法第 44 条）

○測量成果の使用の承認が必要な事例

- ・基の測量成果に手をを入れて別種の地図を作成するもの
- ・測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成するもの
- ・ベクトルデータを使用して紙地図やラスター画像を作成するもの
（ベクトルデータをそのまま組み入れ、別レイヤーで情報を付加する場合は、「複製」に該当）

○使用の承認を得ずに利用することが可能な事例

- ・私的に利用する場合
- ・学校その他教育機関で利用する場合
- ・一時的な資料として利用する場合
- ・イラスト的に利用する場合

○使用の承認を得ず、出典の明示により利用することが可能な事例

- ・学術論文に利用する場合
- ・試験問題として利用する場合
- ・テレビ番組等で短時間利用する場合
- ・刊行物等に少量の地図を挿入する場合

3. 出典の明示について

- 地形図を利用する際は、出典を記載してください。
（出典記載例）
「この地図は、川崎市発行の 1/2,500 地形図（登戸）を使用したものである。」

4. 免責について

- (1) 市は、利用者が地形図を用いて行う一切の行為（地形図を編集・加工等した情報を利用することを含む）について、何ら責任を負うものではありません。
- (2) この地形図は、予告なく、変更、移転、削除等が行われることがあります。

5. 問合せ窓口

川崎市まちづくり局計画部都市計画課
川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話：044-200-2720
メールアドレス：50tosike@city.kawasaki.jp